



長野県木島平村と東京農業大学との連携に関する協定書



長野県木島平村（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲における地域活性化と乙における教育・研究の充実に寄与することを目的として、次の事項に関して相互に協力し連携・交流を推進する。

- (1) 甲の地域資源・環境をもって乙の教育・研究活動への協力及び目的達成に資する取組みに寄与すること。
- (2) 乙における教育・研究成果及び知的財産等を生かし、国内外に発信できる甲の地域活性化を目指した取組みに寄与すること。

（連携及び協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し、協力する。

- (1) むらづくり及び人づくりに関すること。
- (2) 自然、環境、産業及び地域振興に関すること。
- (3) 教育及び伝統文化の発展に関すること。
- (4) 森林等地域資源の保全と、それらを活用した再生可能エネルギーの創出等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な分野に関すること。

（事務局）

第3条 前条の事業を実施する担当部署は、甲は産業建設課とし、乙は農学部学部長事務室とする。

（連絡会議）

第4条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から2017年（平成29年）3月31日までとする。ただし、本協定による期間満了日の30日前までに甲又は乙から申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

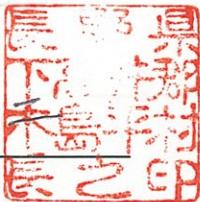
本協定締結の証として本書2通を作成し甲、乙それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

2014年（平成26年）7月28日

甲 乙
長野県下高井郡木島平村大字往郷973番地の1 東京都世田谷区桜丘一丁目1番地1号

木島平村長

芳川 修

東京農業大学学長


高野克也
